さがみはら市民活動サポートセンターのあり方 提言書

平成24年 1月

さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会

本年3月11日に発生した東日本大震災において被災された皆様、また、今もなお、 避難所生活を余儀なく送られている皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、 復旧・復興作業に懸命に奔走される皆様に対して、改めて敬意を表するとともに、そ の活動の尊さを感じざるを得ません。

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災においても、ボランティアの皆さんの 力が発揮され、市民活動の重要性が改めて認識をされて、平成10年に特定非営利活 動促進法が施行されました。

相模原市は、平成14年10月にさがみはら市民活動サポートセンターを開設して以来、その登録団体は年々増え続け、平成18・19年には津久井4町との合併を経て、平成22年には政令指定都市となり、緑区、中央区、南区の3区制で新たなスタートをしたところです。

こうした背景から、平成21年4月に現在の協働運営者である特定非営利活動法人さがみはら市民会議が、「市民活動サポートセンターの今後のあり方について」提言され、平成22年7月から本委員会委員9名で10回にわたる検討を重ね、市民との意見交換会を踏まえ、この提言をとりまとめるに至りました。

その中で、市民のニーズが複雑・多様化する現代社会において、行政だけで地域の様々な課題に対応し、すべての社会福祉サービスを一元管理するのではなく、市民が自分たちの手で地域を良くしていく、市民自治の原点を追求すべきではないかという基本的な考え方が合意され、検討が進められました。公益法人等を含む市民活動・地域活動団体、自治会、公民館、企業、学校、商店会、市民、行政等の様々な主体が、市民自治の実現を目指し、時代の要請を取り入れ、自ら変革しながら、相互に手を取り合う姿を目指していくべきだと考えます。

本委員会では、こうした主体を増やし、その成長を側面から支援するとともに、様々な主体を巻き込み、地域課題解決の新しい動きを作り出す仕掛け・企てる機能を強化していくことで、市民の創意と工夫や行政を含む各主体の多様な担い手による連携を進め、市民との協働により課題を解決する相模原市の「市民力」を飛躍的に高められるのではないかと考えております。

これまで相模原市の「市民力」を高める中核的組織、また、市民活動団体の拠点施設として役割を担ってきた「さがみはら市民活動サポートセンター」の機能強化と提供体制等について本提言書にまとめました。

相模原市におかれましては、この提言をもとに庁内検討を進めていただき、次年度以降の運営準備を進めていただくことを切に願います。

平成24年 1月26日

さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会 委員長 坂本 文武

目 次

1	現状と課題	1
2	定義	4
3	基本的な考え方	4
4	サポートセンターの機能強化と支援対象	5
5	サポート機能の提供体制	6
6	各区域を対象とするサポートセンターの機能	7
7	市域を対象とするサポートセンターの機能	7
8	各サポートセンターの連携体制	8
9	各サポートセンターの運営	8
10	既存施設・組織との連携	9
11	市との協働体制	9
12	提案内容の反映時期	9
	付属資料	
	(1) 設置要綱	1
	(2) 検討委員会委員名簿	3
	(3) 検討委員会検討経過	4
	(4) 市民等との意見交換会の結果について	5
	(5) 他施設の状況	6

1 現状と課題

(1) さがみはら市民活動サポートセンターの現状

さがみはら市民活動サポートセンター(以下、「サポートセンター」といいます。)は、 社会福祉や環境保全等、様々な分野で行われている市民の自主的・非営利の社会に貢献す る活動を支援する施設として設置され、これまで、市民活動団体への場の提供や情報の発 信、各種講座の開催や相談、交流などの支援事業を、現在の中央区に拠点を構え取り組ん できました。平成23年度は、南区や緑区での市民活動・地域活動団体向けの講座の開催 を試みたところ参加者に好評でした。

- · 設 置 日 平成14年10月20日
- ・所 在 地 相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館3階
- · 延床面積 162.49 m²
- ・開館時間 月曜日~土曜日 午前9時~午後9時 日曜日 午前9時~午後5時
- ·休 館 日 年末年始、定期点検日、定期清掃日、毎月第4月曜日
- ・運営方法 公設市民運営(協定に基づく協働管理運営方式)
- ・運営団体 特定非営利活動法人 さがみはら市民会議
- ・財源内容 管理運営負担金、借上げ料、電話料
- ・主な支援 ①会議、作業空間、設備・機材等の提供
 - ②市民活動団体運営基盤強化
 - ③市民活動に役立つ情報の収集、提供
 - ④市民活動の活性化に資する学習機会の提供
 - ⑤市民活動団体等の紹介や相談・助言
 - ⑥市民活動団体の交流機会の提供 等

• 利用状況

現在は、利用者等の要望に合わせて適正な機能が提供されており、利用者数及び登録団体数は年々増加傾向にあります。

年度	会議室等利用者数	相談件数	利用登録団体数
平成 22 年度	15, 140 人	211 件	264 団体
平成 21 年度	14,779 人	233 件	288 団体
平成 20 年度	17,961 人	103件	279 団体
平成 19 年度	16, 162 人	57 件	249 団体
平成 18 年度	15,778 人	81 件	248 団体
平成 17 年度	15,980 人	106 件	207 団体
平成 16 年度	14,513 人	99 件	171 団体
平成 15 年度	14, 247 人	209 件	64 団体

(2) サポートセンターが抱える問題点

平成23年6月に国会を通過した特定非営利活動促進法(NPO法)等の改正、新しい公共による市民活動への期待の高まりと関連する施策、特定非営利活動法人(NPO法人)だけではなく新公益法人や任意団体も急増傾向が予想される、社会課題の多様化などを鑑み、市民活動に参加する市民を増やし、育てる必要が今後大きくなるとともに、サポートセンターへの期待もますます高まると考えられます。

平成14年に設置されたサポートセンターは、適切なサービスを現在の中央区に拠点を構え提供してきましたが、津久井地域と合併し、政令指定都市となった相模原市全域を対象に70万市民の市民活動を支援するために委員から指摘された問題点は、以下のとおりです。

① 機 能

- 市民・地域の課題を有効に解決するために様々な主体をつなげる必要が高まるものの、 つなげる機能や担い手が不足しています。
- ・ 継続的に活動するためには、人材の育成や組織の経営支援が必要であるものの、団体 数に対応できるだけの機能や専門性ある担い手が不足しています。
- 新たな活動を始めるために必要である団体の始動期の支援やオフィス機能が不足しています。

② 支援の対象

- 成熟期の団体にまで支援ができていません。
- ・ 衰退期の団体や目的を達成し解散する団体にまで支援ができていません。

③ 体制と機能

ア体制

- ・市内に1箇所(現・中央区)しか設置されていないため、南区や緑区の市民や団体が利用しにくく、地域の特性に合わせた各種支援を提供することが困難です。
- ・地域に密着していないため、広く市民に知られていません。

イ 場の提供

・ 相模原市全域に対して、会議室・オープンスペースともに1箇所のみのため団体 が集まれる場所が不足しています。

ウ機能

地域の課題に応じた支援ニーズを十分に充足できていません。

工 連携

・ 社会福祉協議会や国際交流ラウンジとは団体情報の共有を行っていますが、地域 に根付いた公民館や他の目的別支援施設との連携が図れていません。

④ 運 営

ア 会議室の利用

・サポートセンターの登録団体に限定されているため有効利用が図れません。

イ 受益者負担

・サポートセンターとして必要な自主財源が不足しています。

(3) サポートセンターの課題

- ・皆で担う地域社会の実現に向けて、1つの団体に対する支援のみではなく協働のコーディネートが必要です。
- ・市民活動団体の活動が継続し、安定した運営が可能となるよう、団体に対する継続的 な支援が必要です。
- ・より市民活動・地域活動の活性化を実現するために、組織化前の個人から解散する団体までの活動の状況に応じた支援が必要です。
- ・ 必要な支援を、必要な時に受けるために、市民活動団体に身近な場所、公民館のように自転車で通える範囲、気軽に使える場所で行う必要があります。
- ・地域の皆さんに理解され、信頼を得て活動を展開し、公共的な課題を解決するために、 地域の実情に応じた活動の支援が必要です。
- ・地域の公民館や目的別に設置されている施設との連携により、団体情報を共有し、施設の有効利用と利用団体の利便性を高める必要があります。
- ・コピー機や印刷機などの利用に伴う受益者負担のほかに、受益者負担の検討等サポートセンターとして必要な自主財源の開拓が必要です。

(4) 各区のNPO法人数(平成23年12月31日現在)

緑区	中央区	南区	合計
51 法人	46 法人	68 法人	165 法人
(津久井30法人)	40 14/	00 14/	100 14/

(5) 他施設や組織の状況

様々な団体が、公民館、地域センター、ボランティアセンター、ソレイユさがみ、国際交流ラウンジ、環境情報センター、総合学習・青少年学習・津久井生涯学習センター等を活動場所として、様々な活動を行っておりますが、団体と施設の関係は必ずしも一対一ではなく、複数の施設を活動場所としている団体も多く存在しています。

(6) アンケート調査の結果から

平成21年度に行った「相模原市市民活動団体に関する調査」の結果によると、「行政からの支援・環境整備」では、「財政的な支援」の回答が最も多く、以下「事務所・会議室等の場の提供」「公共施設の利用料の割引や優先利用」の順となりました。

また、「さがみはら市民活動サポートセンターの利用の有無」については、有効回答数の半数が利用したことがあると回答しましたが、利用したことがない団体の「さがみはら市民活動サポートセンターを利用しない理由」は、「どんなサービスを提供しているかわからない」の回答が最も多く、以下「地理的に遠い」「存在を知らない」の順となりました。

2 定義

この提言書で使用する用語について、次のとおりとします。

(1) 市民

市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地縁を基礎として市内の一定の区域を活動の場とする自治会、市内で活動する市民活動・地域活動団体、大学、企業、その他の活動をするものをいいます。

(2) 市民力・地域力

自ら課題を特定して解決する力をいいます。

(3) 市民活動

市民が営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙を主たる目的とする活動を除きます。

(4) 地域活動

地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。

(5) 協働

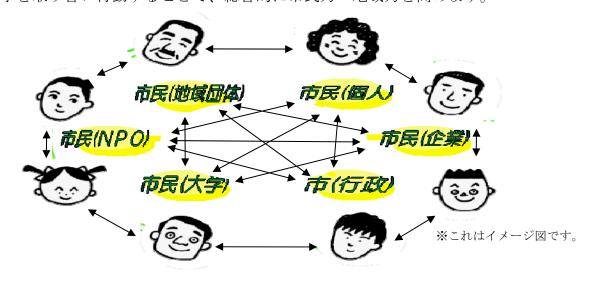
市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して公共の利益を実現するために活動することをいいます。

3 基本的な考え方

市民の創意と工夫や多様な担い手による連携を進め、市民との協働により課題を解決する相模原市の「市民力・地域力」を飛躍的に高めるための基本的な考え方を次の3点としました。

(1)総合的に市民力・地域力を高める

市民が自分たちの手で地域を良くするために、様々な主体(公益法人等を含む市民活動・地域活動団体、自治会、公民館、企業、学校、商店会、市民、行政等)が、縦割りを越えて相互に手を取り合い行動することで、総合的に市民力・地域力を高めます。



(2) 課題解決の担い手を増やし、育てる

多種多様なニーズに対応するための多種多様な担い手を増やし、市民力・地域力を高めるとともに、さらに団体のステージに応じた支援を行うことで、担い手を育てます。

(3) コーディネートからプロデュースへ

様々な主体が十分に連携しているとは言えない状況が見受けられるため、様々な課題を 特定して、様々な主体を巻き込み自主的に課題を解決していくためのプロデュースを行う ことで、様々な主体の有機的な結合・連携により市民力・地域力を高めます。

また、そのことによる新たな市民活動の創造も期待されます。

4 サポートセンターの機能強化と支援対象

相模原市の市民活動の現状を踏まえると、現在のサポートセンターでは、今活動している人あるいはこれから活動しようと考えている人の基盤を強化するための支援(次ページ図実線の部分)を行っています。

今後、市民が自主的に課題を解決していくためには、市民による組織の立ち上げを支援 していく必要があるとともに、地域資源の開発・仲介・斡旋、人材育成、マネジメント能 力の向上等の支援(点線部分まで拡大)を行っていく必要があると考えます。

なお、サポートセンターの支援対象は、NPO法等で定める各分野で公益的な活動を行っている団体に限らず、個人で何かしたいと思っている人やきっかけを持ちたい人、公益的な地域活動を行っている団体、社会的課題の解決を目的とした公益的活動を行う株式会社、団体の目的を達成し解散する団体等も受け入れ、様々な団体の様々なステージに合わせた支援を行う必要があると思います。

また、支援のあり方については、従来からの支援の内容にとらわれることなく、時代に 即した積極的な支援について検討しました。

	段 階					
 ↓外部者による支援機能	八二二 組織化前		組織化後			
	住民個人	(集団)	(創成期)	(成長期)	(成熟期)	(衰退期)
組織規模→	-	_	小	小・中	中·大	中·大
a. 組織化支援 (総合相談)	1	2	3	4	5	6
b. 事務局機能の提供 (場所や機能の貸与)	7	8	9	10	11	12
c. 地域資源の開発、仲介、斡旋 (資金、技術、情報の仲介)	13	14	現 15	犬 .~	17	18
d. 人材育成 (研修、教材開発)	19	20	21	22		 k像
e. マネジメント能力向上 (組織支援)	25	26	27	28		
f. 協働コーディネート (価値創出)	31	32	33	34	35	36
g. 政策提言 (基盤整備、調査·研究)	37	38	39	40	41	42

5 サポート機能の提供体制

サポートセンターのサポート機能の提供にあたっては、単純にサポートセンターが 1 か 所では足りないから増やしていくということではなく、現状と将来像にあった提供体制に ついて議論しました。

その結果、地域の特性もしくは地理的な制約等を踏まえ、中央区のほかに、せめて各区に1か所ずつ、基本的な機能を備えたサポートセンターを設置するとともに、津久井地域にブランチを1か所設置しても良いのではないかと考えました。

さらに、人材育成やマネジメント能力は 高度な専門性が求められることから、全域 をカバーするサポートセンターを設置し、 当面はそこが高度な専門性が求められる仕 事をすることがあっても良いのではないか と考えました。

なお、サポート機能の提供体制について



各区1ヶ所の施設運営(基礎的業務を担当) 津久井地域への設置も検討(ブランチとして)



市全域を対象にするソフトサポートを担当



は、提供する場の新たな整備(ハードの整備)を主眼に考えず、サポートセンターの機能が提供できれば良いという視点に立ち、議論を行いました。

6 各区域を対象とするサポートセンターの機能

各区等に設置するサポートセンターは、地域に密着し地域ニーズに応じたサービスを提供し、多くの方が活動を始めるきっかけとなるよう、以下の機能が必要と考えました。

(1) 事務局機能の提供

会議室、印刷機器等の貸与

(2) 地域資源の発掘・開発・仲介・斡旋

- ・地域情報および団体情報等の収集と提供
- ・地域課題の把握と、地域市民団体の代表 として各種地域会議との連携と地域資 源の仲介・斡旋
- ・人材バンクを利用した資源のマッチング
- ・助成情報等の提供

(3) その他組織化支援(総合相談)業務

- ・市民活動・地域活動等に興味がある個人の相談
- ・課題を解決するための団体や個人の紹介
- ・団体の書類の作成方法等の相談



7 市域を対象とするサポートセンターの機能

市域を対象とするサポートセンターは、物理的な拠点を持たず、専門性を携えた人が必要に応じて市内に出るとともに、団体同士が連携することで、市民力・地域力を高めるために有効な活動ができるのではないかという視点で働きかけをするために、以下の機能が必要と考えました。

(1) 人材育成

- ・市民団体向けの研修事業の企画、区域サポートセンターとの共同開催
- ・区域サポートセンター職員の人材育成

(2) マネジメント能力向上

- ・市民団体への出張相談
- ・コンサルティング

(3)協働コーディネート

・市域を対象とした連携促進の企画、調整等

(4) その他

- たすかるバンクの一元管理
- 相模ボラディア運営
- 政策提言

8 市・市域・区域サポートセンターの連携体制

意見交換や情報共有を図るとともに、将来的には区域ごとに専門性のある職員が配置されるために、以下の連携体制が必要と考えました。

(1)会議体の設置

情報の共有やノウハウの底上げを行うため、市域・区域サポートセンターの運営主体と相模原市による会議体を設置し、定期的に会議を行います。

(2) センター間の連絡調整

事業内容の連絡や調整、品質の相互管理や市民活動団体のサポートに関わるノウハウを共有します。

(3) シンクタンク機能

近未来において、市のサポートセンターのノウハウを区域のサポートセンターに移譲し、区域ごとに専門性のあるスタッフを配置することで、区域のサポートセンターの役割の拡大を目指すとともに、その後は、市のサポートセンターは常に先端のノウハウを高め、区域のサポートセンターに供給するシンクタンク的な役割を担います。

9 市域・区域サポートセンターの運営

市域・区域サポートセンターの運営主体は、以下の項目に配慮して運営することを期待します。

(1) 開館時間等

市民の使い勝手を最優先に考え、できる限り地域の実情に応じた開所日や開所時間を設定し、効率的運用を行います。

(2) 利用対象

基本的に誰でも利用は可能とします。しかし、利用者の種別や支援も含めたサービス等の内容により、利用者区分を設定することも考えられます。

(3) 受益者負担

コピー機や印刷機の利用等既存の受益者負担のほかに、サービスの内容に応じた受益者負担を検討する必要があります。

(4) サポートセンターの財源

サポートセンターを支える財源として、人件費や賃借料等の基本的な財源は行政からの負担金等が必要ではありますが、サービスの内容に応じた受益者負担やスポンサーからの収入増等により、行政が想定していなかったニーズに柔軟に対応できるような自主的な財源の開拓は妨げないと考えます。

(5) 団体登録情報等の共有

「たすかるバンク」や「いるかバンク」に登録しているボランティア希望者と連携 して、サポートセンターの効率的な運営を目指します。

(6) 評価検証

市域及び区域のサポートセンターは、目標及び評価尺度を明確にし、定期的な評価

と情報開示をして市民から支持されるサポートセンターを目指します。

10 既存施設・組織との連携

(1) 地域の中核組織との連携

自治会、公民館等の地域に活動拠点を置く中核組織とは、サポートセンターの情報 を共有し、相談があればサポートセンターを紹介します。

また、自治会、公民館、ボランティアセンター、各種地域会議等地域に根差した中 核組織とは、情報交換等の連携を図りながらサポートセンターを知ってもらい、役割 分担をして地域の課題解決に取り組みます。

(2) 目的別に設置されている施設との連携

ソレイユさがみ、国際交流ラウンジ、環境情報センター、総合学習・青少年学習・ 津久井生涯学習センター等の目的別に設置されている施設とは、相互に活動内容を共 有しながら役割分担による企画を実施するとともに、施設・機材利用等、相互の施設 運用を柔軟に対応できる仕組みを検討します。

(3)地域とテーマの融合

地域の中核組織(縦糸)と目的別に設置されている施設(横糸)が融合する(紡ぐ) ことで、それぞれでは解決できなかった課題に取り組み、解決を図れるような取り組 みを行います。

また、既存施設・組織との連携に際しては、連携を有効に機能させ、市民から支持・利用されるために、それぞれの主体が相互に目標を共有し、連携の効果を検証・開示しながら取り組みを進めることを期待します。

11 市との協働体制

公設民営を前提に継続性を担保しながら、既存の縦割りを超えた市との協働が不可欠ではありますが、経営の柔軟性・弾力性を目的にサポートセンターを支える財源を拡大し、将来的には自主的な財源の開拓は必要ではないかと考えます。

12 提案内容の反映時期

ここでの提案は、市民が自分たちの地域を良くしていくために、行政や地域の団体等様々な主体と連携しながら、自分たちで課題を特定し、組織を作り、組織として取り組みに対して、サポートセンターが市民活動団体の基盤強化、事務局機能やノウハウを提供して、力添えができないかのということを発想しています。

これらの取り組みを実現するために、可能な取り組みから優先的に実施していただく ことを期待します。 付属資料

さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)
- 第2条 委員会は、さがみはら市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)の果たすべき役割及び機能並びに各区等へのセンターの設置の必要性など について検討を行うものとする。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
- (2) センター利用団体
- (3) 自治会関係者
- (4) センター管理運営団体関係者
- (5)公民館関係者
- (6) 市民活動中間支援施設関係者
- (7) 特定非営利活動法人関係者
- (8) 公募委員
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成23年12月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員がこれを互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた ときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その進行を行う。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民協働推進課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年6月10日から施行する。
- 2 この委員会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会 委員名簿

	^{ふり} 氏	がな 名	所 属 等	備 考
1	いち のへ 一 戸	op こ 法 子	市民活動中間支援施設関係者	(男女共同参画推進センター ソレイユさがみ)
2	^{えん} どう 遠 藤	ひで ぉ 英 雄	市民活動中間支援施設関係者	(さがみはら国際交流ラ ウンジ)
3	ぉ ざゎ 小 澤	けん じ 研 二	公民館関係者	
4	_	ふみ たけ 文 武	学識経験者	委員長
5	さ とう 佐 藤	しず え 静 枝	公募委員	
6	たき ぐち 滝 口	ナジナ	センター利用団体	
7	て づか 手 塚	_{あけ} み 明 美	特定非営利活動法人関係者	
8	にし もと 西 本	たかし 敬	センター管理運営団体関係者	副委員長
9	ひら ばやし 平 林	きよし 清	自治会関係者	

(敬称略、50音順)

さがみはら市民活動サポートセンターあり方検討委員会検討経過

開催日時	検 討 内 容	出席人数 (委員数9人)
第1回 平成22年7月27日(火) 午後5時30分~7時00分	1 委員長及び副委員長の選任について 2 さがみはら市民活動サポートセンターの取組みの経緯について 3 検討委員会の役割について 4 今後の進め方について	8人
第2回 平成22年8月23日(月) 午後6時~8時	1 さがみはら国際交流ラウンジの説明及び見学 2 さがみはら市民会議からの提言内容について 3 市内の施設の役割と機能について 4 市民等との意見交換会の開催について	9人
第3回 平成22年10月13日(水) 午後6時~8時	1 男女共同参画推進センター「ソレイユさがみ」の説明及び見学 2 市内の施設の役割と機能について 3 さがみはら市民会議からの提言内容について 4 市民等との意見交換会の開催について	9人
第4回 平成22年12月16日 (木) 午後6時~8時	1 市外の類似施設について 2 市民活動団体に関する活動調査結果について 3 現状の課題の取りまとめについて	8人
第5回 平成23年2月9日(水) 午後6時~8時	1 中間支援施設の設置・運営について2 提言骨子について3 市民等との意見交換会の開催について4 今後の日程について	8人
第6回 平成23年4月18日(月) 午後6時~8時	1 前回検討結果の確認について 2 意見交換会を念頭に置いた提言書(案)の具体的な検討について 3 市民等との意見交換会の開催について 4 今後の日程について	9人
意見交換会(第7回) 平成23年5月29日(日) 午後2時~4時30分	1 委員会経過等の報告 2 さがみはら市民活動サポートセンターあり方提案概要の説明 3 質疑応答及び意見交換 (意見交換会終了後) 1 意見交換会で出された意見の確認	8人
第8回 平成23年6月22日 (水) 午後6時~8時	1 意見交換会の結果について 2 提言内容について 3 今後の日程について	8人
第9回 平成23年7月21日 (木) 午後6時~8時	1 意見交換会の結果について 2 提言内容について 3 今後の日程について	8人
第10回 平成23年10月19日(水) 午後5時~7時	1 提言内容について	8人

さがみはら市民活動サポートセンターのあり方意見交換会の結果について

日 時 平成23年5月29日(日) 午後2時から3時50分まで

会 場 けやき会館2階 職員研修所大研修室

内 容

(1) 委員会経過等の報告

•報告書:西本副委員長

(2) さがみはら市民活動サポートセンターあり方提案概要の説明

· 説明者: 坂本委員長

(3) 参加者との意見交換会

・説明者:坂本委員長ほか検討委員

参加者 20名

主な意見(一部抜粋)

- (1)機能の中で、マネジメント能力の向上を入れているが、非常に大切なことだと 思います。NPO法人化してもどこかで活動が行き詰っている事例が見受けら れます。理由は、マネジメントが弱く、そこをサポートしてくれる人が必要だ と思います。ただし、サポートしてくれる人は学者ではなく、実践を踏まえた ビジネスマンが良いと思います。
- (2) 市設置のサポートセンターに実働部隊(遊撃隊)を置くのは、大賛成です。そ ういった方を集め育て見つけ出すことが大切だと思います。
- (3) 可能な限り有料化という話があったが、市民活動の定義からして有料化はいかがなものかと思います。無償ボランティアとして活動している団体が、会議室などを占有するときにお金を取るということは、市民活動をサポートするということからするとどのようなものでしょうか。
- (4) 市民活動は、財源の自立というのが最も必要だと常々思っていますが、残念ながらここに書いてある通り、当面はやっぱりミルクを貰わないと市民が生きていけない、市民活動が生きていけないと思います。それから、市民が揃わないと組織化しないと駄目だし、そういう意味では、ここに非常に良いいろんな案がうたわれていますので、大いに進めていきたいと思いますし、基本的なミルク代は何とかして自分たちで買えるようにならなきゃいけないとそう思っておりますので、協力していきたいと思います。
- (5) 要望として強く要望したいんですけど、是非3区にサポートセンターを作って 頂きたい。
- (6) 市民活動っていうのは、経営概念を持たなきゃいけないのかなという疑問があります。そこを前提としたサポセンのあり方っていうのはちょっと違うんじゃないかなという気がします。あと、市民同士、市民活動団体同士がくっつけば当然力が出てきますし、すごく有益な状態だと思いますが、そういったところを出さなきゃいけないっていうことは、行政側が対応しきれていないからだと思います。行政と市民団体が一緒に相模原市を育てなきゃいけない時に、行政だけほっといて、こっちだけ作り上げるというのはどうかなと思います。あと、サポセンがグループをどんどん育てることは素晴らしいと思った。

検討施設一覧

	男女共同参画推進センター ソレイユさがみ	国際交流ラウンジ	公民館	環境情報センター	地域センター
設置年月日	平成12年4月17日	平成8年10月1日	昭和24年10月「町立公民館設置条例」を制定、上溝公民館と大沢公民館を設置 昭和44年 上溝公民館が初めての独立公民館として完成 昭和60年 全地区(当時の本庁6地区と出張所管区)に独立公民館を 設置 平成10年から23公民館体制、旧津久井郡4町との合併後は、32公民館に増加	平成18年4月1日	1 三井地域センター 昭和60年4月 2 小網地域センター 平成2年6月 3 津久井中央地域センター 平成3年4月 4 串川地域センター 平成13年5月 5 西青山地域センター 平成8年4月 7 鳥屋地域センター 昭和58年4月 8 青根地域センター 昭和61年4月
所在地	緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内	中央区鹿沼台1-9-15 プロミティふちのベビル2階	市内に32館設置(旧相模原市23、旧城山町1、旧津久井町2、旧相模 湖町2、旧藤野町4)	中央区富士見1-3-41	旧津久井町に8か所設置
設置目的	女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会の実現を図るため設置するもの	外国人と共に生きる住みよい環境づくりを進めるために、相模原市に在住する外国人市民への情報提供の場、外国人市民及び外国人市民を支援する団体の活動の場、国際交流の場として設置	地域のみなさんが、いつでも気軽に学習・文化・スポーツ・青少年活動などを通して、話し合い、考え合いながら心の触れ合いを深め、交流を図る中で人々の暮らしや地域を豊かにしていくことを目的に、地域の学びの拠点とした社会教育施設で、単なる団体やサークルに部屋を貸す施設ではなく、住民が主体的にみんなで学び、学んだ成果を地域に広めていくことを目指す	環境の保全及び創造に関する学習や情報を得ることかできる拠点、また市民等が自主的に行う環境保全等の活動を促進するための拠点として作られた市民のための施設	市民の福祉の増進及びコミュニティ活動の推進を図るための施設として、地域で活動している様々な団体、サークル活動が活発に行われるための場の提供をしています。
根拠法令等	相模原市立男女共同参画推進センター条例、同条例施行規則	さがみはら国際交流ラウンジの設置等に関する規程	相模原市立公民館条例、同条例施行規則	相模原市立環境情報センター条例、同条例施行規則	相模原市立地域センター条例、同条例施行規則
管理運営形態	指定管理者制度(平成16年4月1日~) ※ 一部直営	公設市民運営	直営 本庁6地区(清新、中央、横山、星が丘、光が丘、小山)の公民館では、地区の自治会連合会及び社協事務を行っている。	指定管理者制度(平成21年4月1日~)	直営及び管理委託
運営団体	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら (NPO法人サーラ)	さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会	市(各公民館に公民館運営協議会を設置)	特定非営利活動法人 さがみはら環境活動ネットワーク会議	管理委託先は自治会など
施設管理職員等	指定管理者の雇用職員、市非常勤特別職員	さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会	旧相模原市地域の23公民館及び旧町地域の4公民館 (館長代理、公民館活動推進員、夜間休日の代行員) ・その他旧町地域の5公民館 (館長代理兼務のため常駐職員不在) 1箇所は連絡所併設、内1箇所は組織公民館で農林関係施設を利用	特定非営利活動法人 さがみはら環境活動ネットワーク会議	出張所又は連絡所と併設の3センター(市職員が兼務) 事務室のある1センター(非常勤職員が管理人) 事務室のある1センター(自治会役員が管理人) その他3センター(施設は無人)
開館日時	開館時間は、午前9時~午後10時 休館日は、年末年始(12月29日~翌年1月3日)、毎月第4月曜日	開館時間は、午前9時30分~午後8時50分(日曜日は午後5時50分まで) 休館日は、年末年始(12月28日~翌年1月3日)、毎週木曜日	開館時間は、午前8時30分~午後10時 休館日は、年末年始(12月28日~翌年1月3日)、施設点検日(第4月曜日)	開館時間は、午前9時~午後5時(学習室と活動室は、日曜日・祝祭日を除く開所日の午前9時~午後10時) 休館日は、年末年始(12月29日~翌年1月3日)、毎月第3木曜日、施設の保守点検日	開館時間は、午前9時~午後10時 休館日は、年末年始(12月28日~翌年1月4日)、月曜日、国民の休日の翌日
主な事業	①学習機会の提供 ②活動や交流の場の提供 ③情報の収集や提供 ④女性相談 など	①外国人住民への情報提供 ②外国人市民の支援(通訳派遣制度など) ③市民の国際交流の推進 ④無料外国人相談 など	①主催事業(公民館事業) ②相談·援助事業 ③施設·設備の提供	①環境学習や環境活動の支援 ②環境に関する活動や情報の集約及び提供 など	主に、施設·設備の提供 など
滅免利用・ 登録要件など	登録の要件 ①男女共同参画社会の実現を目的とする団体 ②10人以上で、70%以上が市内在住・在動・在学者 ③市内に活動の本拠とする事務所等があり、規則等を定めている 減免規定 ①登録団体がその目的のために利用するとき。 50パーセント ②市が主催し、又は共催する男女共同参画を推進するための事業 のために利用するとき。 50パーセント ③国又は県が主催する男女共同参画を推進するための事業のために利用するとき。 50パーセント ④指定管理者が条例第25条の規定により行う同条第9号の事業のために利用するとき。 100パーセント		①原則5人以上で、過半数が市内在住・在勤・在学者 ②公民館等の利用が適当であると認められた団体 ③旧津久井4町の公民館では減免規定あり	①市が主催し、又は共催する環境の保全および創造に関する事業のために利用するとき。50パーセント ②国又は県が主催する環境の保全および創造に関する事業のために利用するとき。50パーセント ③環境の保全及び創造に関する活動を行うことを目的とする団体が主催する行事等のために利用するとき。50パーセント ④指定管理者が条例第26条の規定により行う同条第9号の事業のために利用するとき。100パーセント	セント ②市民の福祉、文化及び体育の増進を図ることを目的とする団体が その目的のために利用するとき。 100パーセント
利用できる施設	○セミナールーム1~6【専用利用施設】 (事前申込制、有料・減免制度有) ○であいの広場 ○こどもの部屋・プレイルーム ○スタディーゾーン ○情報コーナー(図書、ビデオの貸し出しあり)	○談話室(図書の貸し出しあり)○会議室(要利用団体届出、事前申込制、無料)	〇会議室 〇和室 〇コミュニティ室 〇保育室 〇図書室(図書の貸し出しあり) など 基本的には、各施設とも事前申込制、無料だが、旧津久井4町では 料金を設定している施設あり。	○環境情報コーナー ○エコギャラリー(事前申込制、無料) ○学習室(事前申込制、有料・減免制度有) ○活動室(事前申込制、有料・減免制度有)	〇会議室 〇和室 〇集会室 〇浴室 など 基本的には、各施設とも事前申込制
使用料金	有料・減免制度有	無料	〇無料(旧相模原市23館) 〇有料(旧津久井4町9館)	有料·減免制度有	有料・減免制度有
利用できる設備		簡易印刷機、コピー、団体用メールボックス、 CDラジカセ、テレビ・ビデオ など	各施設に附帯する備品類(パソコン、プロジェクターなど)、印刷機など	各施設に附帯する備品類(パソコン、プロジェクターなど)、図書及び環境活動関連の備品の貸し出しなど	各施設に附帯する器具(照明、音響、舞台,空調)など

検討施設一覧

	あじさい会館	ポランティアセンター(社協)	総合学習センター	津久井生涯学習センター	青少年学習センター
設置年月日	昭和56年4月10日	昭和56年4月 善意銀行をボランティアセンターに改称	平成13年4月21日	平成9年4月1日	平成11年4月20日
所在地	中央区富士見6-1-20 南分室は南保健福祉センター内、城山分室は城山保健福祉センター内に設置	中央区富士見6-1-20 あじさい会館4階 (他に社協南事務所、旧4町地域事務所にも設置)	中央区中央3-12-10	緑区三ケ木414	中央区矢部新町3-15
設置目的	あじさい会館 社会福祉活動をはじめとした市民の活発な社会活動の拠点として広 〈利用できる施設	ボランティアセンター ボランティア活動をしたいという方とボランティアの支援を必要とする 方の相談の受付	生涯学習社会の実現のため、市民の生涯学習活動を支援するととも に、学校教育および社会教育の向上に必要な調査、研究及び研修を 総合的に行う。	市民の生涯学習の振興を図り、市民生活の充実に寄与するための 施設	青少年に交流と活動の場を提供し、青少年の健全な育成を図るため の施設
根拠法令等	相模原市立市民福祉会館条例、同条例施行規則		相模原市立総合学習センター条例、同条例施行規則	相模原市立津久井生涯学習センター条例、同条例施行規則	相模原市立青少年学習センター条例、同条例施行規則
管理運営形態	指定管理者制度(平成18年4月1日~)	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会直営	直営	直営	直営
運営団体	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 (城山分室は直営)	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	市	市	市
施設管理職員等	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 (城山分室は市職員)	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 (場所は、行政財産の行政財産の目的外使用許可)	市職員、生涯学習推進員	市職員	市職員
開館日時	利用時間は、午前9時~午後10時 休館日は、年末年始(12月28日~翌年1月3日)、保守点検日	開所時間は、 平日 午前9時~午後7時 土日祝日午前9時~午後5時(中央のみ) 休所日は、年末年始(12月29日~翌年1月3日)	開館時間は、午前9時〜午後10時 休館日は、年末年始(12月29日〜翌年1月3日)、毎月原則第3木曜 日	開館時間は、午前9時~午後9時30分 休館日は、年末年始(12月28日~翌年1月4日)、毎週月曜日、国民 の祝日(ただし、土曜日、日曜日が祝日にあたるときは開館)	開館時間は、午前9時~午後10時 休所日は、年末年始(12月29日~翌年1月3日)、月1回の休所日
主な事業	主に、施設・設備の提供 など	ボランティアセンター	①学社連携・協働の推進 ②研究・研修の実施 ③学習機会の提供・学習相談 ④学習情報の収集・提供 ⑤情報教育の推進 ⑥人材養成 など	①生涯学習及びスポーツ振興のための講座(グリーンカレッジつくい事業など)及び研修の実施 ②市民の学習活動、スポーツ活動その他公共的利用に施設を供する ③学習相談 ④生涯学習関連施設や講座・催し物に関する情報提供	①青少年団体の研修、交流、青少年団体指導者の養成 ②青少年の出会いとコミュニケーションを目的とした各種の主催事業 の実施 など
滅免利用・登録要件など	①市内の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業を目的として設置された市立以外の施設をいう。)が直接当該施設の入所者又は利用者を対象とする行事等のために利用するとき。50パーセント②市行政と密接な関係を有し、又は市が指導育成を行うことを必要とする社会福祉活動若しくは芸術、文化活動を行う団体がその目的のために利用するとき。50パーセント③市が主催する社会福祉を推進するための事業のために利用するとき。50パーセント④国又は県が主催する社会福祉を推進するための事業のために利用するとき。50パーセント⑤市が共催する社会福祉を推進するための事業のために利用するとき。50パーセント⑥市が共催する社会福祉を推進するための事業のために利用するとき。50パーセント⑥指定管理者が条例第24条の規定により行う同条第7号の事業のために利用するとき。100パーセント	無料(いるかバンク等の利用は、登録が必要)	①市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校前期課程に限る。)及び特別支援学校(高等部を除く。)が教育課程に基づく教育活動のために利用するとき。100パーセント②市内の幼稚園若しくは保育所又はこれらに準ずる施設が幼児の教育活動等のために利用するとき。50パーセント ※ 1人での利用や15歳以下のみの利用は不可 ※ さがみはらネットワークシステムでの申し込みは、事前に団体登録が必要		①青少年を主たる構成員として、自主的に活動を行っている概ね10人以上の団体で、市内在住、在動、在学の青少年が構成員の3分の2以上を占める団体 100パーセント ②自主的活動を行っている概ね10人以上の団体で市内在住、在動、在学の構成員の3分の2以上を占める団体 ③上記以外の団体で市長が適当と認めた団体 ※青少年とは、小学校就学年齢に達した児童から満30歳までの者 ※個人の予約は不可
利用できる施設	○ホール(中央のみ) ○展示室(中央のみ) ○属示室(中央のみ) ○講習室(中央のみ) ○可修室(中央のみ) ○和室(一般利用は午後5時~10時)(中央のみ) ○保育室(中央のみ) ○談話室 ○高齢者交流室、情報交換ルーム(南分室のみ、(一般利用は午後5時~10時)) ○運動室(城山分室のみ) など 基本的には、各施設とも事前申込制	〇福祉団体室(中央)、ボランティア活動室(南分室)	○交流ラウンジ(予約不要) ○大会議室 ○セミナールーム ○多目的室 ○小会議室 ○和室 ○保育室 ○図書閲覧室(図書の貸し出しあり)など 基本的には、各施設とも事前の登録・申込制	○屋外運動場(簡易なスポーツのみ) ○体育館(バスケットボール、バドミントンなど) ○ロピー ○会合室(一部地域センターの施設あり) ○和室(一部地域センターの施設あり) ○集会室 ○美術音楽室 など 基本的には、各施設とも事前申込制	○ホール ○談話コーナー ○音楽室 ○会議室 ○和室 ○講習室 ○青少年団体室 基本的には、各施設とも事前の登録・申込制
使用料金	老人等福祉施設 無料 一般利用施設 有料·減免制度有 (城山分室は全て無料施設)	無料(いるかバンク等の利用は、登録が必要)	有料・減免制度あり	有料	有料・減免制度有(上記①の団体)
利用できる設備	各施設に附帯する器具(照明、音響、舞台、パネル)など	各施設に附帯する器具など	各施設に附帯する備品類(パソコン、プロジェクターなど)、コピー機など		各施設に附帯する器具等